

エアコンカード購入に係る支払い確認書類(領収書等)について

■ エアコンカード購入に係る支払い確認書類

- ▶ エアコンカードを専用の自動販売機で購入した際、レシートは発行されません。
- ▶ 会計処理において、支払い確認書類が必要となる場合は、エアコンカードの使用前に下記の手順で教育委員会事務局 施設整備室に領収書の発行を依頼していただくか、使用済みのエアコンカードを支払い確認書類として代用していただく等の対応をお願いいたします。

■ 領収書の発行手順

- (1) 専用の自動販売機でエアコンカードを購入してください。領収書発行の対象は未使用のエアコンカードです。一部でも使用した場合は発行できませんのでご注意ください。
- (2) 領収書の発行を教育委員会事務局 施設整備室にお電話で依頼してください。
 - ▶ 領収書発行のために、市役所本庁舎にお越しいただく必要があります。ご来庁予定の日時をお伺いしますので、あらかじめ、ご都合の良い日時をご確認ください。なお、発行に数日程度必要となりますので、ご来庁日時は1週間先以降の日時をお伝えください。
 - ▶ 発行する領収書の内容をお伺いしますので、あらかじめ、領収書の宛名、購入日、購入金額、購入したエアコンカードの券種ごとの枚数をご確認ください。
- (3) 領収書をお渡しするためにご来庁ください。
 - ▶ ご来庁の際は、購入されたエアコンカードを全て、未使用の状態でご持参ください。施設整備室の窓口にて未使用を確認したうえで、領収書をお渡します。
 - ▶ 未使用を確認したエアコンカードには、領収書発行済が分かるように穿孔処理(カードの隅に小さな穴を開ける処理)をします。

■ 領収書発行の注意事項

- ▶ 上記の手続き(2)の電話連絡なくご来庁された場合、領収書のお渡しが後日となる場合や領収書の発行が出来かねる場合がありますのでご了承ください。
- ▶ 領収書の再発行はできません。上記の手続き(3)で領収書をお渡しする際は、発行した領収書の記載内容に誤りがないかご確認ください。
- ▶ 領収書の発行に際し、領収書を発行するエアコンカードが未使用であることを確認するため、原則として市役所本庁舎にご来庁していただく必要があります。やむを得ずご来庁ができない場合は、施設整備室までご相談ください。
- ▶ 自動車でご来庁された場合は、市役所本庁舎の駐車場をご利用いただけます。ご利用に際し、無料駐車券をお渡します。駐車場を利用している旨をお申し出ください。

教育委員会事務局 施設整備室(市役所本庁舎17階)

電話 06-4309-3335 **住所** 〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

開庁 月曜日から金曜日までの9時から17時30分まで(祝休日、12月29日から1月3日までを除く)

■ 市役所本庁舎へのアクセス



電車利用の場合	近鉄けいはんな線(地下鉄中央線)「荒本」駅下車、1番出口より西へ約250m
バス利用の場合	近鉄バス(近鉄小阪駅・ハ戸ノ里駅からJR学研都市線鴻池新田駅)「東大阪市役所前」停留所下車すぐ。 大阪バス(近鉄俊徳道駅・布施駅から東大阪医療センター)「東大阪市役所前」停留所下車すぐ。
車利用の場合	阪神高速13号東大阪線「長田」出口より東進、国道308号線「荒本西4丁目」交差点(陸橋あり)を左折、一つ目信号を左折。